

インフルエンザ用

保護者 様

白井市立桜台中学校長

出席停止のお知らせ

お子さんは、医師によりインフルエンザと診断されたため出席停止扱いとなります。医師の指示に従い、必要と認められた期間十分に休養をしてください。

なお、白井市ではインフルエンザの場合に限り医療機関での証明書は必要なしとされておりますが、確認のため、下の「登校届（インフルエンザ用）」に保護者の方がご記入いただき、登校初日に学級担任までご提出願います。

インフルエンザ出席停止期間早見表

インフルエンザ出席停止基準： 発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

	※1	発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱 出席停止	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	解熱後4日目	→	登校可
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	→	登校可
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	→	登校可
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	→ 登校可

(その後は、解熱した日によって出席停止日が延びていきます)

※1 発症日(発熱日)を0日目として数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

キ リ ト リ セ ン

白井市立桜台中学校長 様

登校届 (インフルエンザ用) *保護者の方が記入してください

年 組 氏名

発症した日 ※発熱日 (医師に相談・確認をしてください)	月 日
解熱した日	月 日
登校再開可能日 (医師の指示を受けてください)	月 日
受診した医療機関名	

発症日を0日とし、
発症後5日を経過し、かつ
解熱後2日を経過するまで
出席停止です。
詳しくは、上記をご覧ください。

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印